

## 令和 9 年度当初予算編成方針

### 【国の動向】

本年 7 月に閣議決定された、経済財政運営と改革の基本方針 2026（骨太方針）では、令和 9 年度を「責任ある積極財政元年」と位置付け、デフレ・低成長時代の一律抑制型の予算編成から、物価・賃金上昇を的確に反映し、経済の成長力強化と名目の経済規模の拡大にふさわしい予算編成へ転換することとしている。したがって、危機管理投資・成長投資を推進するための「強く豊かな日本投資枠」の創設、強い地域経済の構築に向けた「地域未来戦略」の推進、全世代型社会保障の構築、防災・減災・国土強靱化の推進、少子化対策とこども・若者のための政策の推進等の重要政策課題に必要な予算措置を講ずるほか、地方に対しては持続可能な地方行財政基盤の強化のため、地方の一般財源の総額について令和 8 年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保し、経済・物価動向等を的確に反映することとしている。

### 【町の財政状況と財政見通し】

本町の財政は、基金を取り崩す特例的な収支差対策を実施せざるを得ない状況が続き、令和 7 年度普通会計決算においても経常収支比率が高い水準で推移し、財源対策の余力低下による財政の硬直化が依然として課題となっている。

財政見通しでは、長期化する物価変動による歳出増が、税制改正等の影響による歳入見込みの伸びを上回る状況の継続が予想されることから、一時的な財政余力が生じていても十分な財源対策を期待することはできない。加えて、人口動態に伴う地域運営の持続性や激甚化・頻発化する自然災害への対応も想定するため、財政基盤の持続性と安定性の確保に向けた収支改善に取り組み、財源不足の縮減を図ることが不可欠である。

### 【令和 9 年度予算編成の基本方針】

予算編成にあたっては、長期総合計画（以下「長総」という。）の採択事業費に基づき年間所要額として編成し、原則として制度改正や災害等の新たな状況変化を伴うものを除き、歳出増に係る補正予算を行わない予定であることに留意すること。また、国が補正予算依存から脱却し、恒常的な施策を当初予算で措置する方針を示していることにも留意し、真に必要な財政需要を見極めること。

要求にあたっては、賃金や物価変動等への適正な価格転嫁を徹底し、令和 8 年度当初予算一般財源の範囲内に収めることを原則とする。行政評価での課題や規模を的確に見込み、事業の優先順位の洗い直しを求めるが、重要政策や町制施行 100 周年記念事業の必要経費の計上については特に留意すること。

## 1. 基本事項

### (1) 真に必要なとする事業への選択と集中

長総実施計画の採択事業費を上限とする。また、社会情勢や財政状況等を踏まえて事業の目的とねらい、最終形のイメージを明確にし、行政評価制度に基づく選択と集中を徹底して真に必要な額のみを要求すること。

### (2) 各個別計画の目標達成に向けた取組み

個別計画の進捗については、長総や重要政策の実行力を高めると同時に事業計画の見直しや経常的経費を可能な限り抑制したうえで要求すること。

①地球温暖化対策実行計画に関する事業は、温室効果ガスの排出削減を推進するため、省エネルギー・省資源、廃棄物の減量化等に積極的に取り組むこと。

②公共施設等総合管理計画に関する事業は、財政健全化に向けた施設の長寿命化・ストック適正化と利用者利便性の向上の双方を、持続可能な形で両立させること。

### (3) 業務効率化及び受益者負担の適正化

今後の人手不足対応と利用者の利便性向上のため、デジタル技術の活用や組織横断的な業務リソースの共有を推進し、全体の統一性と効率化を高めるとともに、経費の負担軽減に取り組むこと。あわせて、料金体系や負担割合を見直し、受益者負担の適正化を検討すること。

### (4) 町の魅力及び認知度向上のための積極的な情報発信

町制施行 100 周年記念事業と観光・ふるさと納税施策を連動させ、本町の魅力を広く発信することにより、交流人口の拡大とふるさと納税の増収につなげる。本町の魅力・イメージ向上・関心を強く惹きつける広報活動やイベント開催等については、前例踏襲にとらわれない柔軟かつ創意工夫に満ちた事業を積極的に推進し、高い成果が見込まれる事業に対しては、躊躇なく必要な予算を要求すること。

## 2. 歳入に関する事項

### (1) 町税等の自主財源

社会情勢を考慮した経済状況、税制改正等からの的確な年間収入額を確保するとともに可能な限り増収に努めること。また、未収金の縮減や納付率の向上を目指し、負担の公平と財源の確保に努めること。

## (2) 国庫支出金及び県支出金

各省庁等の事業計画や令和9年度予算概算要求の内容を精査し、補助基本額、補助率等を的確に把握したうえで収入見込額の確保に努めること。特に、国が推進する「強く豊かな日本投資枠」への関わりや地域未来交付金等、新たな支援策の動向を注視し、最大限の活用を図ること。また、現時点で予算への影響が見通せない財源については、見込まれる補助率で算出すること。なお、年度途中で補助金が減額されても、一般財源による振替措置は原則として行わないので、その動向に十分留意し情報収集に努めること。

## (3) 町債

長期金利の指標である新発10年物国債利回りの上昇を背景として、新規の地方債発行は当初予算の元金償還額以下とする。また、国の重要施策は概ね5年毎に計画内容が見直されるため、変更が生じる場合もあることから、その動向に十分留意すること。

## (4) その他収入

各種公益団体等の助成制度を最大限活用することとし、可能なものは事業効果を見込んだうえで町事業の財源とすること。また、新たな収入源を開拓するために他自治体の事例を参考にするほか、印刷物有料化、広告収入等を積極的に検討すること。

# 3. 歳出に関する事項

真に必要な予算配分を実現するため、基本事項の下、地域や関係団体と連携・協働しながら新規事業は既存事業との整理統合を検討し、必ず終期年度を設定すること。また、行政評価制度に基づく効果検証により必要性又は有効性が低いと評価された事業は、類似事業との統合や廃止又は縮小を検討し、その際には各関係団体との調整を十分に行っておくこと。

## (1) 義務的経費予算

### ①人件費

職員定数等の適正化を踏まえ、定数管理計画に基づく職員配置を行うこと。また、会計年度任用職員は緊急的、一時的な業務量の増大に伴う場合のみ適切に配置するものとし、配置に当たっては事前に総務課と協議調整すること。

### ②扶助費

扶助費は年々増加傾向にあるので、国で示す伸び率を安易に使用するのではなく、

町の実情に沿った見込額と自然増を加算した範囲内で要求すること。

### ③公債費

年次償還表を精査し、適正に要求すること。特に、償還方式の見直しや近年の金利動向を勘案した年次割額の変更に留意すること。

## (2) 一般的経費予算

上記(1)以外の経費とする。物価・賃金の上昇を的確に反映し、実勢を踏まえた労務費や資材価格を考慮し、発注における適切な価格転嫁を徹底すること。また、施設機能と維持管理の効率性に留意し、過大な投資を避けるとともに町内事業者の育成・振興及び地域における対応力の維持・強化のため、受注機会の確保に努めること。

### ①投資的経費

補助・単独事業費ともに住民ニーズを踏まえながら、事業の緊急性や投資効果、関連する事業の状況から必要性を検討すること。なお、地方債を財源とする事業については事前に財務課と協議調整すること。

### ②維持補修費

公共施設等総合管理計画に基づき、統廃合による施設総量（延床面積）縮減や民間活力導入等の様々な手法を検討し、中長期的視点で老朽化が進行している施設の機能維持のため、取り組むべき事業の所要額を要求すること。

### ③物件費等

施設の維持管理業務費や指定管理料は、実勢価格を考慮して積算し、適切な価格転嫁を徹底すること。また、火災保険料等の値上げが想定されることから計上漏れに注意すること。なお、新規の公用車配置は原則として認めないが、更新せざるを得ない場合には必要経費や環境負担に配慮して十分に検討すること。

## 4. 特別会計及び公営企業会計に関する事項

関連する事項については一般会計に準ずるが、会計の設置目的に応じ、一般会計からの繰出金等に依存することのない収支均衡を目標に要求すること。特に公営企業会計については独立採算制を前提に経営の合理化・効率化を積極的に推進し、経費の節減に努めるとともに中長期的見通しに立って経営の健全化に努めること。

なお、毎年総務省から発出される「地方公営企業繰出金について」に該当する事業は、本通知の趣旨に準拠した内容に留意すること。